

梅ヶ丘拠点 愛称募集要項

1. 趣旨

平成 32 年 4 月、世田谷区松原 6 丁目の都立梅ヶ丘病院跡地に保健医療福祉の全区的な拠点が開設します。この拠点が多くの皆様から親しまれ、愛着を持って利用してもらえるように、愛称を募集します。

2. 募集期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）～5 月 1 日（火）

3. 応募資格

世田谷区内在住、在勤、在学の方

4. 募集内容

(1) 作品内容

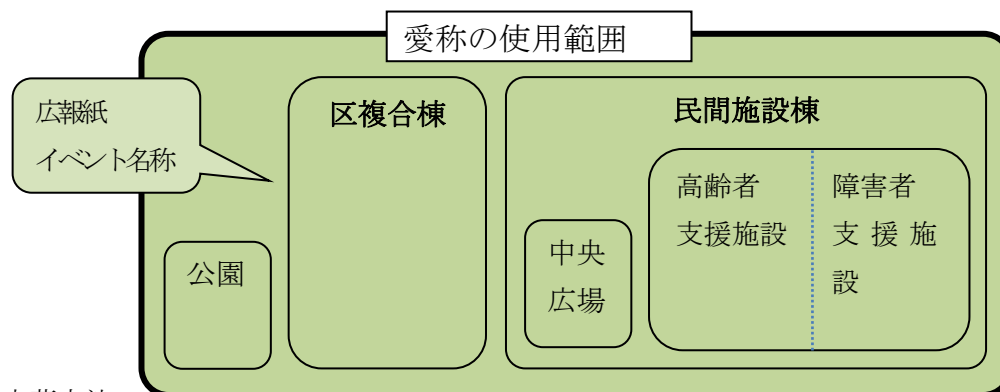
- ① 梅ヶ丘拠点のイメージを表現した、呼びやすく、親しみやすいもの。
- ② 漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット・数字で構成されたもの。
- ③ 応募者自身が創作した未発表のもの。

(2) 梅ヶ丘拠点について

梅ヶ丘拠点は、区複合棟、民間施設棟で構成され、誰もが利用できる中央広場や公園なども整備します。詳細はホームページ又は梅ヶ丘拠点整備ニュースをご覧ください。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/910/d00130599.html>

愛称は、拠点全体の呼称のほか、拠点内の各施設、公園、広場や発行する広報紙、全体イベント時の名称など幅広く使用する予定です。



(3) 応募方法

下記を記入の上、郵送又は区ホームページでご応募ください。

応募は一人何点でも可能ですが、一通につき一点の応募とします。

- ① 拠点の愛称名とふりがな
- ② 愛称の意味や考えた理由等の説明
- ③ 住所・氏名（ふりがな）・年齢・職業（児童・生徒・学生は学校名と学年）・電話番号

※記載事項に漏れや虚偽事項がある場合、一通に複数の愛称を記載している場合、応募は無効となります。

5. 審査・結果発表

(1) 審査

区が設置する(仮)「梅ヶ丘拠点愛称選考委員会」が採用候補作品を選考し、区が最優秀賞1点を決定します。

※同名称の応募が複数あった場合は、愛称の意味や考えた理由等により選考します。意味や理由も同じ場合は抽選により受賞者を決定します。

(2) 結果発表

選考結果は、採用者に通知するとともに、氏名・お住まいの地域を含め区ホームページ及び広報紙にて公表します。

6. その他

(1) 最優秀作品を採用作品としますが、必要に応じて一部修正を加える場合があります。

(2) 応募に係る費用は、応募者の負担とします。

(3) 応募作品は返却いたしません。

(4) ご記入いただいた個人情報は、世田谷区個人情報保護条例にもとづき、適正に管理・保護し、本事業以外には使用しません。

(5) 採用作品に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)・商標権その他一切の権利は、世田谷区に帰属します。また、応募者は採用作品に対し著作人格権に基づく権利行使は行わないこととします。

(6) 採用作品を用いて行われる様々な活動について、異議を申し立てないことをご了承ください。

(7) 採用作品が他者の権利を侵害すると判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても採用を取り消すものとします。他者の権利を侵害する恐れがあると認められる場合も、採用を取り消すことがあります。また、この場合の全ての責任は当該応募者が負うものとします。

7. 応募及びお問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区梅ヶ丘拠点整備担当課

電話 03(5432)2939 FAX 03(5432)3017